

# 国民健康保険からのお知らせ

## ～国保を支える国保税～

国保税はその年度の医療費総額を推計し、国などからの補助金などを差し引いた額を国保税として各世帯に割り当てます。（国保税＝医療費－国などの補助金）国保収入の3分の1以上を占める国保制度運営の重要な財源です。

加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう保険税を負担しあう助け合いの制度です。国保税を払わない人がいると、他の加入者との公平を欠くばかりか国保制度が成り立たなくなります。国保税は納付期限までに納めてください。

## ～国保税を滞納すると～

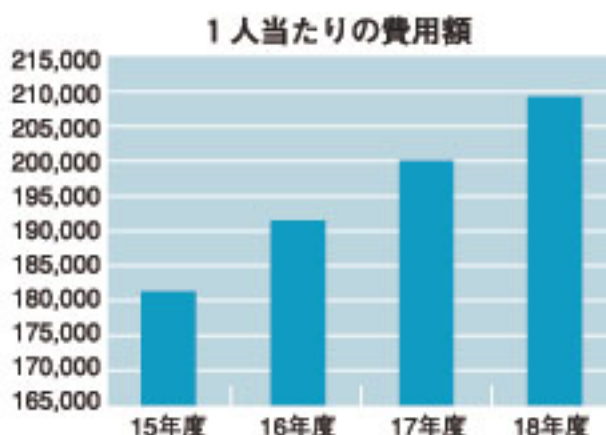
- ①納付期限を過ぎると → 督促を受けたり延滞金が増加されます。
- ②さらに滞納すると → 一般保険証を返還し、短期保険証の交付になります。
- ③納期限から1年過ぎると → 保険証を返還し、資格証明書の交付になります。  
※資格証明書でかかった医療費は全額自己負担となります

## ～医療費は年々増加傾向にあります～

病気予防に心がけていただくことにより医療費を減少できれば国保税の負担も少なくなります。

| 年度 | 被保険者数<br>(75歳以上は除く) | 費用額<br>(千円) | 行方市負担額<br>(千円) |
|----|---------------------|-------------|----------------|
| 17 | 17,767人             | 3,552,982   | 2,578,480      |
| 18 | 17,593人             | 3,684,586   | 2,701,169      |

※費用額とは患者負担分と行方市負担分の合計  
※老人保健医療分は除く



### ▶ 前期高齢者受給者証の更新 ◀

70歳から74歳までの高齢受給者の方は今年度の所得に応じて負担割合の判定をし、受給者証の更新をしました。

平成20年4月1日から一部負担金の割合が1割から2割（上位所得者は3割）となることが予定されていますので、有効期限を平成20年3月31日としました。平成20年4月分からの受給者証はあらためて交付します。

### メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しています。

死亡原因でも生活習慣病が約6割で、医療費も3分の1を占めています。その疾病発症前のメタボリックシンドロームの疑いと予備群の割合は40歳以上が高く、男性は2人に1人、女性は5人に1人になっています。

病気にならないためにも、病気が重症化しないためにも予防が重要になっています。



# 行方市地域包括支援センターだより

## 地域包括支援センターとは…

### ●「地域包括支援センター」が介護予防の拠点となります

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的な支援が必要になります。そこで、高齢者の生活を支える総合機関として、また介護予防ケアマネジメントの拠点としての活動を行います。

ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが中心となって高齢者への総合的な支援を行っていきます。高齢者の総合的な相談窓口として、お気軽にご利用ください。

## 行方市地域包括支援センター (玉造庁舎・介護福祉課内)

### 高齢者の総合相談支援

- \* 高齢者、家族、住民からの相談への対応、支援、制度に関する情報提供、サービスの紹介をします。

### ケアマネージャー支援

#### 地域包括ケア

- \* 地域を支える専門職への支援や連携の促進を行います。
- \* 地域を支えるネットワークづくりを行います。

社会福祉士

高齢者

主任ケア  
マネージャー

保健師

### 高齢者の権利を守ります

- \* 高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止に取組みます。

### 介護予防ケアマネジメント

- \* 要支援1・2に認定された方の在宅介護サービス計画を作成します。
- \* 要介護・要支援に該当しない方へ、適切な介護予防サービスの提供・調整を行います。

協力

## 高齢者相談センター

地域包括支援センターのほか、遠方にお住まいの方でも気軽にご利用いただけるよう、協力機関として在宅介護支援センターの中に「高齢者相談センター」を設けました。身近な相談窓口として、以下の高齢者相談センターもご利用ください。

|              |       |            |                 |
|--------------|-------|------------|-----------------|
| * 在宅介護支援センター | 朝霞荘   | (麻生1088-1) | ☎0299 (72) 1610 |
| * 在宅介護支援センター | あそうの郷 | (青沼981-2)  | ☎0299 (73) 0311 |
| * 在宅介護支援センター | きたうら  | (山田3339-6) | ☎0291 (35) 3080 |
| * 在宅介護支援センター | 玉寿荘   | (手賀1854-1) | ☎0299 (55) 3636 |

問合せ先 行方市地域包括支援センター（玉造庁舎・介護福祉課内） ☎0299 (55) 0111 内126,127